

「計画的避難区域」及び「緊急時避難準備区域」の設定について

平成23年4月22日
原子力被災者生活支援チーム

1. これまでの経緯

- 4月11日（月）官房長官記者会見において、計画的避難区域等の新たな設定についての考え方を公表
- 4月17日（日）福島県知事、川俣町長、飯舘村長、南相馬市長との面談（枝野官房長官）
- 4月21日（木）福島県知事、富岡町長、川内村村長、大熊町長、田村市長、郡山市長との面談（菅総理）
- 4月22日（金）官房長官記者会見において、計画的避難区域、緊急時避難準備区域の設定を発表

2. 「計画的避難区域」及び「緊急時避難準備区域」とは

（ア） 計画的避難区域

① 基本的考え方

- 事故発生から1年の期間内に積算線量が20ミリシーベルトに達するおそれのあるため、住民等に概ね1ヶ月を目途に別の場所に計画的に避難を求める。
- 国際放射線防護委員会（ICRP）と国際原子力機関（IAEA）の緊急時被ばく状況における放射線防護の基準値（20～100ミリシーベルト）を考慮。

② 区域の範囲（詳細は別添参照）

- 飯舘村（全域）
- 川俣町の一部（山木屋地区）
- 葛尾村（20km圏内を除く全域）
- 浪江町（20km圏内を除く全域）
- 南相馬市の一部

(イ) 緊急時避難準備区域

① 基本的考え方

- 福島第一原子力発電所の事故の状況がまだ安定していないため、今後なお、緊急時に屋内退避や避難の対応が求められる可能性が否定できない状況にある。
- このため、緊急時避難準備区域においては、住民に対して常に緊急的に屋内退避や自力での避難ができるようにすることが求められます。

② 区域の範囲（詳細は別添参照）

- 広野町
- 楡葉町（20km圏内を除く全域）
- 川内村（20km圏内を除く全域）
- 田村市の一部
- 南相馬市の一部

3. 自治体支援体制の強化（現地政府対策室の発足）

- 飯舘村、川俣町による計画的避難を着実かつ円滑な実施を支援するため、4月22日（金）、経済産業省、総務省、農水省、厚労省や県職員から構成される現地政府対策室を発足。
- 主なミッション
 - 1) 町村ごとの計画的避難のための計画策定を支援。
 - 2) 住民一人一人の事情に応じたきめ細かな相談・避難アレンジ、生活支援などを実施。

等

